

# UBC情報

No. 134

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2011年8月1日(月)  
発行元 (有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
Tel:0836-33-6717  
Fax:0836-33-6753



## 23年度税制改正法案が一部成立

税制改正法案のうち、与野党が合意した改正項目や、6月で期限切れとなる租特の延長(来年3月まで)を盛り込んだ修正案が、6月22日に成立しました。

創設・拡充された主な項目は

雇用促進税制の創設.....23年4月~26年3月までに開始する各事業年度について、従業員(雇用保険一般被保険者)の数を10%以上かつ5人以上(中小企業は2人以上)増加させるなどの一定要件を満たした場合、増加1人あたり20万円の税額控除。

認定NPO法人に対する寄付金の特別控除.....2千円を超える部分の40%相当額をその年分の所得税額から控除(所得税額の25%相当額が限度)。

住宅取得等資金の贈与に関する制度等の拡充...  
...「直系尊属から贈与を受けた場合の非課税措置」と「相続時精算課税の特例措置」の適用対象とな

る資金に、住宅の新築に先行して取得する土地等の資金を追加。23年1月1日以後の贈与に適用。

上場株式等の譲渡所得等に対する10%軽減税率の延長.....適用期限を平成25年12月まで延長。

年金所得者の申告手続等の簡素化.....公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の場合、確定申告書の提出が不要。

故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設.....申告書等を期限までに提出しないことで納税を免れた者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金。

3月末で廃止予定だったが、つなぎ法案により1年延長された軽減措置.....\*エネルギー需給構造改革推進投資促進税制、\*研究開発減税の特別税額控除の特例、\*中小企業等基盤強化税制



## 外国人の雇用・離職に関する注意点等

近年、外国人労働者は増加の一途を辿っていましたが、震災や原発事故により帰国する方が急増し、大きな影響が出ています。

外国人雇用状況の届出は義務

徐々に日本に戻ってくる方も増えているようですが、そのまま退職となる場合は、ハローワークへ外国人雇用状況の届出を行う必要があります。

この届出は、外国の方の雇用または離職の都度、届け出ることが全ての事業主に義務付けられており、怠ったり、虚偽の届出を行った場合は、30万円以下の罰金の対象となりますので、ご注意ください。

なお、外国の方は、在留資格の範囲内での活動が認められていますので、雇用する際には、就労することが認められるかどうかを外国人登録証明書または旅券(パスポート)で必ず確認しましょう。



## Q & A

Q．外国人であるとは判断できず、在留資格等の確認・届出をしなかった場合は？

A．その方が外国人であることが一般的に明らかでないケースであれば、法令違反を問われることにはなりません。

Q．労働関係法令の取扱いは？

A．日本国内で就労するかぎり国籍を問わず、原則として労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令は日本人と同様に適用されます。

Q．外国人に係る税金の取扱いは？

A．給与等を支払う場合、所得税の源泉徴収を行う必要がありますが、源泉徴収の対象となる収入の範囲及び方法は、「居住者」または「非居住者」であるかによって異なります。



### “暑気払い” 税務上の注意点



節電と猛暑の予測、暑気払いで士気を高めたいところです。税務では、全員（部門別でも可）を対象として、社会通念上一般的なものであれば「福利厚生費」ですが、高級クラブで行ったり、二次会を一部の幹部だけで行えば「交際費」となり、役員だけの場合は「役員給与」とされかねません。

なお、全員を対象としていけば不参加者があっても構いませんが、不参加者に金銭を支給すると全員に対する「給与」とされ源泉徴収義務が生じますので、注意が必要です。



### 新体制での税務調査が始まる！



国税職員の3分の1以上といわれる定期人事異動が7月11日に発令され、平成23事務年度の税務調査も新体制でスタートします。

税務署から調査をしたいという連絡があったときは、調査の目的・日時・担当部門と調査官名を聞き、すぐ連絡して下さい。正当な理由があれば日時を変更することも可能です。

全ての企業が調査対象ですから、いつ来られても慌てないように、帳簿や領収書・契約書などの証拠書類を整理しておきましょう。

## 【 建設業界ニュース 】



### 津波対策の新法検討～ 国土交通省

国土交通省は、東日本大震災の大津波被害を受けて、津波対策に的を絞った新法制定の検討に乗り出す。従来のハード整備に偏った対策だけでなく、土地利用や建築制限に関するソフト対策も一体となった「多重防御」の津波・防災まちづくりを推進する狙い。建築基準法では、特定行政庁が災害から1ヶ月以内に指定区域内の建築を制限できる。4月には制限期間を2ヶ月から8ヶ月に延長したが、一時的な措置であることに変わりなく、制限の基準が不明確といった課題もあり、新法の制定を検討することに踏み切った。他にも防潮堤や防災緑地の整備、市街地整備・集团的移転の促進といった既存事業の推進に加えて、地形、避難確保の状況に応じた土地利用や津波災害特別警戒区域による建築制限などを実施する方針だ。

# UBC社福情報

No. 134

Selected Clients & Professionals Relationship

発行日 2011年8月1日(月)

発行元 (有)ユービーシー経営

河野会計事務所

〒755-0036

宇部市北琴芝 1-6-10

Tel:0836-33-6717

Fax:0836-33-6753



トピックス

## — 幼保一体化に向けた議論、加速 —

去る6月16日「子ども・子育て新システム」(以下「新システム」という。)の基本制度ワーキングチームが開催され、小学校就学前の子どもに教育を提供することを目的として、一定期間後にすべての保育所を幼稚園と保育所の一体化施設「総合施設」に移行することが明記され、保育所における教育の側面が強調されるものとなりました。政府は新システムについて「少子化社会対策会議」で正式決定後、2012年の通常国会に関連法案を提出、13年度からの段階的实施を目指しており、新制度実施に先立って市町村の意向を施策に反映させやすくするための「子ども・子育て会議」を設置し、労使代表などの意見を聴取しながら具体的な制度設計を検討する、としています。

幼保一体化の目的には(1)質の高い学校教育・保育の一体的提供、(2)保育の量的拡大、(3)家庭における養育支援の充実が挙げられていますが、一方会計に関する重要なポイントとしては右の表に示された内容が検討されており、実現に向けて議論が進められています。は、運営費の使途範囲の一層の弾力化による法人全体での経営的視点の拡大を意味しています。また は、現在社会福祉法人にのみ認められている施設整備補助について、結果的に法人格にかかわらずその財源が拠出されることを意味しています。そして は、今般の新しい社会福祉法人会計基準の制定にも通ずる考え方です。

また「こども園」(仮称)の一類型として、「総合施設法」(仮称)を根拠法とした、教育・保育を一体的に提供する「総合施設」(仮称)を創設することが明記されているほか、市町村の関与による公定価格や施設の指定方法、「こども園給付」(仮称)などの大枠の方向性は、これまでの議論を基礎とした方向でまとまりそうな状況です。

(参考：全国紙各紙、内閣府HP)

イコールフットिंगの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

運営費の使途範囲について、こども園給付(仮称)等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること

施設整備費について、運営費に上乘せする仕組みとすること

会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する

トピックス

## 待機児童解消への先駆的事業が採択される

昨年11月に官邸主導により設置された「待機児童ゼロ特命チーム」がとりまとめた「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」(以下「同プロジェクト」という。)は、国と自治体が協力して実践するものとされており、6月3日に内閣府は同プロジェクトを国とともに実践する111の自治体を明らかにしました。同プロジェクトは、潜在的な保育ニーズに積極的に取り組む自治体を対象に支援を行うもので、6つの補助事業が対象として挙げられています。(うち保育所関連5事業は下欄を参照ください。)

同プロジェクトは、子育て支援交付金と安心こども基金を財源とし、自治体が策定する「待機児童ゼロ計画」に基づく事業のうち、採択されたものに優先的に予算を配分することとしています。新たな保育所整備事業等の実施にあたって、各地域の実情によって策定された地域ごとに必要なものを検討して実施していくこととなり、今後どのような事業が採択されていくのかが注目され、子ども・子育て新システムの制度の審議にも影響を与えると考えられます。

(参考：遊育6月13日号、内閣府HP)

〔具体的な補助事業の内容〕

保育所 緊急整備事業	・小規模な保育所整備、地域スペース活用 (財政力の乏しい市町村等について補助率嵩上げ 1/2 2/3) ・土地を借り上げる場合は土地賃借料の補助(1施設あたり3,000千円加算)
賃貸物件による 保育所整備事業	・学校、公営住宅などの地域の余裕スペースを活用した賃貸物件による小規模な保育所整備(財務力の乏しい市町村等について補助率嵩上げ 1/2 2/3)
家庭的保育 改修等事業	・学校、公営住宅などの地域の余裕スペースを活用した家庭的保育改修事業・家庭的保育賃借料補助事業 (財務力の乏しい市町村等について補助率嵩上げ 1/2 2/3) ・家庭的保育事業実施のための賃借料補助額の引き上げ (50千円 80千円)
グループ型 小規模保育事業	・家庭的保育者経費 児童1人当たり基準月額 52,500円 ・家庭的保育支援者経費 6人以上の家庭的保育者配置の場合 1人当たり年額 2,263千円(事業期間が6か月未満の場合は1,131千円) ・連携保育所または実施保育所加算 1か所当たり年額800千円 ・家庭的保育補助者経費 児童1人当たり月額25千円
認可外保育施設 運営支援事業	・定員20名以上かつ施設設備、職員配置は児童福祉施設最低基準を満たし、 質の確保された認可外保育施設への運営補助 ・安心こども基金における認定こども園事業費 参考:乳児72千円、1・2歳児39千円、3歳児15千円、4歳以上児12千円

財政安定化基金の取り崩し 認められる

去る6月15日「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が参議院本会議で可決・成立しました。今回の改正では24時間対応で行う「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」や訪問介護と小規模多機能型居宅介護を同一の事業所で運営できる「複合型サービス」など、高齢者が一人暮らしや重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能な制度とすることを狙いとしています。そのほか介護の必要性が低い軽度者向けには、市町村の判断で介護予防のためのヘルパー派遣や配食・見守りなどの生活支援サービスを総合的に提供できる制度を創設できることも盛り込まれました。また平成21年度の介護保険料について、65歳以上の全国平均は月額4,160円ですが、これ以上の上昇を抑制をするため、平成23年度に限って各都道府県の財政安定化基金を取り崩して保険料を軽減できることとされました。

また介護福祉サービスを運営する社会福祉法人からは、2012年度の介護報酬改定の行方も含め、介護職員の処遇改善経費をどう確保できるかについて大きな関心が寄せられています。「介護職員処遇改善交付金」は介護職員の賃金を月額1万5千円引き上げて処遇を改善することを目的としたものですが、2012年3月には予算を使い果たす見込みです。厚労省は介護報酬2%増による財源捻出を想定していましたが、その場合保険料が5,000円を超えることが確実と予想されています。東日本大震災の影響で交付金に一般財源を充てることは厳しい状況で、今後の震災復興への施策と2012年度の介護報酬改定を見守ることが重要と考えられます。

(参考:CBニュース 6月15日)

民間企業による特別養護老人ホームの設置・経営を含む総合特別区域法成立

これまで社会福祉法における第1種社会福祉事業として、公立以外には社会福祉法人にのみ認められていた特別養護老人ホームの設置・経営について、民間企業にも設置・経営を認めることを盛り込んだ「総合特別区域法」が、22日に衆議院で可決しました。

特別養護老人ホーム設置者に係る規制緩和の議論としては、社会医療法人について設置・経営を認めることを案として盛り込んでいた「改正介護保険法」が、先の参議院本会議において当該規制緩和策が反対されたことにより修正されていましたが、今般の特区制度の中でこれを位置付け、今秋にも地域指定を行う予定にしています。民間企業が特養を設置する場合には、特に設置予定地区に待機者が存在することを条件に、PFI法に規定する民間企業が老人福祉法の特例を受けて設置できるようにすることとされています。

- < 民間企業による特養設置・運営の要件 >
- 施設最低基準に適合していること
  - 経済的基礎を有していること
  - 経営者が社会的信用を有すること
  - 幹部職員が社福事業実務等の経験を有していること
  - 経理等が社会福祉法人に準じて行えること
  - 脱税等の不正行為目的でないこと

特養のみならず、すべての介護事業・保育事業を含めた、社会福祉事業全体の規制緩和政策の行方が注目されます。  
(参考:福祉新聞6月27日号・7月4日号、首相官邸HP)